

「燃料油メーター」をお使いの 事業者の皆様へ

～正しい「計量器」が、取引の信頼・信用を支えます～

「燃料油メーター」(※1)を使って量り売りしている場合、計量法上の「取引」(※2)に使用していることになります。

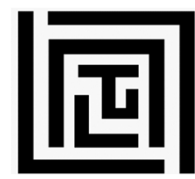
計量法に基づき、下記の事項を遵守し、適正に営業をおこなって下さい。

(1) 検定証印等 が付いていること

- ①「取引」に使用する「燃料油メーター」は、「検定証印」または「基準適合証印」が付されたものでなければなりません。
(計量法第16条)
- ②これに違反した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)



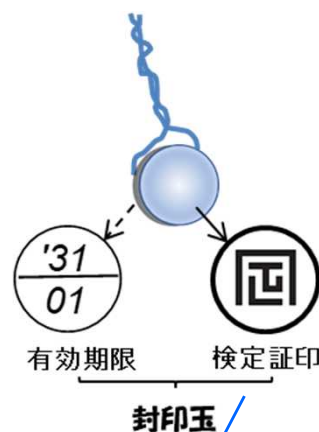
検定証印



基準適合証印

(2) 修理検定を受けていること

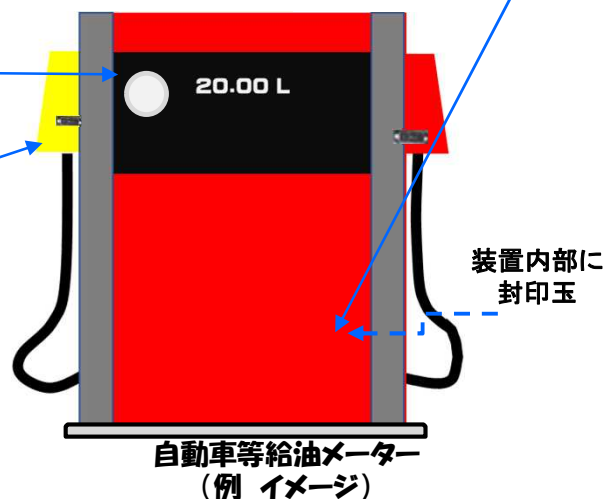
- ①「燃料油メーター」のうち、自動車等給油メーター(いわゆる固定器)は7年毎、小型(大型)車載メーターは5年毎に、計測値が公差の範囲内かを確認する「検定」が義務付けられています。
(計量法第70条)
- ②検定に合格したメーターは、器差調整部分の封印玉に「検定証印及び有効期間満了の年月」をパンチします。ノズル付近等に「検定証印及び有効期間満了の年月」のプレートを貼っています。
またメーター表示部にも、有効期限を表示した「ステッカー」を貼付しています。
- ③引き続きメーターを使用する場合は、メーター修理事業者を通じて、有効期限の月末までに必ず修理検定を受けてください。
- ④義務づけられている検定を受けずに取引(営業)した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)



有効期限ステッカー



有効期限プレート



自動車等給油メーター
(例 イメージ)

- ※1 燃料油メーターとは、ガソリンスタンド等にある給油等を行うための計量器のことです。
検定有効期間は、検定を受けた年月の翌月から起算した下記の年数です。
- | | |
|--|----|
| ・自動車等給油メーター（主として給油取扱所等に設置しているもの） | 7年 |
| ・小型車載燃料油メーター（主として自動車に固定及び搭載して用いるもの） | 5年 |
| ・大型車載燃料油メーター（主として自動車に固定及び搭載して用いるもの） | 5年 |
| ・簡易燃料油メーター（1回ごとの取引に係る計量値を表示する機構の最大の体積が50リットル以下のもの） | 5年 |

- ※2 「取引」とは、
「取引とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」と定義されています。（計量法第2条）

お問合せ先

このチラシの内容や「燃料油メーター」検定について、ご不明な点等ございましたら下記まで、お問い合わせください。

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

奈良県工業振興センター 計量検定室

TEL 0742-30-4705 FAX 0742-36-8517

正しい燃料油メーターは、
適正な取引に不可欠です。
検定は必ず有効期限内に
受けましょう！



せんとかん